

## 令和8年度 喜多方市移住者住宅取得支援事業補助金 概要

### 1 目的

県外から本市への移住を支援するため、移住者の住宅取得に要する費用の一部を補助します。

### 2 内容

(1) 補助対象者：下記①と②に該当し、かつ補助金の交付申請の日において申請期限以内であること。

① 補助対象となる方	② 補助対象となる住宅
ア 市内に住宅を取得し移住※1した方	ア 市内に所在していること
イ 取得した住宅に転入し定住する方	イ 新たに住宅の新築または売買に係る契約を締結し取得した住宅であること
ウ 市税等の滞納がなく暴力団員等でない方	ウ 補助対象者およびその配偶者の所有権持分の合計が2分の1以上であること
エ 居住地域の自治会（行政区）に加入し地域活動に協力できる方	エ 補助対象者またはその配偶者の3親等以内の親族から取得したものではないこと（中古のみ）
オ 福島県多世代同居・近居推進事業補助金と併用していない方	オ 別荘など一時的な利用に供するものではないこと

※1 移住には、次のすべてを満たすことが必要です。

- I 基準日の10年前から福島県への転入日までの間、福島県内に住民登録がないこと。
  - II 上記①における福島県への転入日が、基準日の前2年以内または基準日以降であること。
- なお、世帯の場合は、夫婦および子供のいずれもが移住の条件を満たすことが必要となります。

(2) 補助対象経費：住宅の取得経費（補助率：新築 1/5 以内、中古 1/2 以内）**※土地代は含みません**

(3) 基準日：新築 所有権保存登記日、中古 所有権移転登記日

(4) 申請期限：新築 基準日から6カ月以内、中古 基準日から1年以内

(5) 補助条件：基準日以後5年以上、市内に取得した住宅に定住すること



(6) 補助額：

区分	年齢	補助基本額	県外移住者加算額※2	補助上限額
新築	40歳未満	80万円	80万円	最大160万円
	40歳以上	40万円	40万円	最大80万円
中古	不問	20万円	20万円	最大40万円

※2 県外移住者加算額は、福島県「来て ふくしま 住宅取得支援事業補助金」交付要綱および実施要綱に基づき、県の子算の範囲内で交付します。

3 申請受付期間 令和8年4月30日（木曜日） ～ 予算が終了するまで

4 事前相談 申請にあたっては、必ず事前相談を行ってください。訪問日時のご予約をお願いします。

お問合せ：喜多方市企画政策部 地域振興課 きたかたぐらし推進室 ☎ 0241-24-5306